

物品購入における電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、電子入札事務取扱要領（平成22年4月8日施行。以下「取扱要領」という。）の規定に基づき、佐世保市が行う入札及び見積徴取（以下「入札等」という。）に関する事務をインターネットによって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う物品購入（修理、印刷物製造を含む。以下同じ。）にかかる電子入札に関する一連の手続きに関して必要な事項を定める。

(電子入札の執行案件)

第2条 取扱要領第2条の規定による電子入札の執行案件は、指名競争入札及び地方自治法施行（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に規定する随意契約（以下「少額随契」という。）のうち、契約課長が指定したものとする。

(利用者情報の登録等)

第3条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ、電子入札システムの利用に必要な情報をユーザーID及びパスワード（以下「ユーザーID等」という。）により電子入札システムに登録しなければならない。

(ユーザーID等の管理)

第4条 ユーザーID等を登録した者は、ユーザーID等を自己の責任において確実に管理しなければならない。

- 2 ユーザーIDを亡失し、又は紛失した場合は、直ちに電子入札システムユーザーID再発行申請書により申請するものとする。
- 3 パスワードを亡失し、又は紛失した場合は、直ちに電子入札システムユーザーパスワード亡失（紛失）届を提出するものとする。

(ユーザーID等の再発行、初期化)

第5条 ユーザーID再発行の申請があった場合は、申請者が登録しているメールアドレス又はファクス番号に送付する。

- 2 パスワード亡失（紛失）の届出があった場合は、電子入札システム管理者によりパスワードを初期化し、その旨を申請者に通知するものとする。

(電子入札システムにおける入札方法)

第6条 少額随契案件については、「少額物品システム」を使用するものとする。

- 2 指名競争入札案件においては、「少額物品システム」を「指名競争入札方式システム」と読み替えて使用するものとする。

(指名通知等)

第7条 電子入札システムを使用して行う入札等の指名の通知及び見積依頼（以下「指名通知等」という。）は、原則として毎週火曜日及び金曜日の13時に行うものとする。ただし、指名日が佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）に規定する休日の場合はその前日とする。

(入札書等の提出)

第8条 入札等参加者は、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出締切日時までに、電子入札システムに入札金額又は見積金額（以下「入札金額等」という。）及び電子入札システムが保有するくじ機能（以下「電子くじ」という。）で使用する任意に設定できる3桁の数字（以下「くじ番号」という。）等の必要事項を入力し、提出しなければならない。この場合において、指名通知等で内訳書が必要と記載されている場合は、あわせて内訳書を添付して入札書等を提出しなければならない。

- 2 入札等参加者は、いったん提出した入札書等の確認及び書き換え、引き換え又は撤回はできないものとする。

(入札等の辞退)

第9条 入札等参加者が入札等を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

(入札等の無効)

第10条 電子入札においては、次の各号のいずれかに該当する入札等は無効とする。

- (1) 佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）第170条の規定に該当する入札等（同条第1項第4号から第6号中、「入札」を「見積」と読み替えて行う見積徴取を含む。）
- (2) 内訳書の提出が必要な場合に、提出がなかった入札等又は内訳書の金額と入札金額等が異なる入札等

(開札の立会い)

第11条 令第167条の8第2項の規定により、開札にあたっては入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないこととする。

(開札)

第12条 開札は、指名通知等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札等をした者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 3 落札者がなく2回目の入札等を行う場合、改めて入札書等の提出締切日時を指定し、入札参加者に通知することとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第13条 天災、広域停電等による通信システムの障害又は電子入札システムの障害等により必要があると認めるときは、入札等の延期若しくは中止又は入札等の取消しをするものとする。

(開札結果の通知)

第14条 開札結果は、電子入札システムで入札等参加者に通知するとともに、入札情報公開サービスで一般公開するものとする。

附 則

この運用基準は、令和4年3月1日から施行する。

(様式第1号)

電子入札システムユーザーID再発行申請書

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先電話番号

先に登録した電子入札システムユーザーIDが（亡失・紛失）により不明となりましたので、再発行願います。

業者番号 _____

登録しているメールアドレス _____

登録しているファクス番号 _____

※再交付通知書は、上記記載のメールアドレス又はファクス番号に送付します。

再交付通知書

申請者様

再発行申請がありました電子入札システムユーザーIDは下記のとおりです。

ユーザーID _____

(様式第 2 号)

電子入札システムユーザーパスワード亡失（紛失）届

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 所 在 地

商号又は名称
代表者職氏名

担当者氏名
連絡先電話番号

先に登録した電子入札システムユーザーパスワードが（亡失・紛失）により不明となりましたので、提出いたします。

業者番号 _____

登録しているユーザー ID _____